

平成18年度 税理士試験 所得税法 解答速報

【第一問】—50点—

問1 (30点)

1 Aの配当所得に対する課税方法

(1) 源泉徴収制度

居住者等に対し国内において配当等の支払をする者は、その支払の際、その配当等について原則として $\frac{20}{100}$ (注) の税率を適用して所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

(注) 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係るものは $\frac{15}{100}$ の税率により、また平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等 (発行済株式総数等の $\frac{5}{100}$ 以上に係るものを除く。) については、 $\frac{7}{100}$ の税率とする。

3

(2) 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税制度

居住者等が国内において支払を受けるべき配当等で私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係るものについては、その支払を受けるべき金額に対し $\frac{15}{100}$ の税率を適用して所得税が源泉徴収され、他の所得と合算されることなく課税関係が完結する。

1

(3) (2)以外の配当等に係る配当所得の課税制度

① 総合課税制度

配当所得の金額は、原則として他の各種所得の金額と総合され、課税標準の一種である総所得金額を通じて課税される。

3

② 申告不要制度

法人から支払を受けるべき配当等で、次に掲げるものを有する居住者等は、その配当等に係る配当所得の金額は、確定申告の際、総所得金額に含めないことができる。

3

イ 内国法人から支払を受けるべき配当等 (次のロ、ハに掲げるものを除く。)

で、その内国法人から1回に支払を受けるべき金額が5万円 (配当等の計算期間が1年以上であるときは、10万円) 以下であるもの

1

ロ 内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等 (次のハに掲げるものを除く。) のうち、その事業年度終了の日においてその内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の $\frac{5}{100}$ 以上を有するもの以外のもの

1

- ハ 内国法人から支払を受ける公社債投資信託以外の公募証券投資信託の収益の分配に係る配当等 } [1]
- (4) 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配及び申告不要制度を選択した配当所得はAの合計所得金額又は課税標準に含まれず、総合課税制度を選択した配当所得はAの合計所得金額又は課税標準に含まれる。 } [1]
- [2] Bの課税総所得金額への影響
- (1) 配偶者に係る所得控除
- ① 配偶者控除
- イ 居住者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の課税標準から**38万円**（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には**48万円**、またその控除対象配偶者が同居特別障害者である場合には**73万円**若しくは**83万円**。）を控除する。 } [3]
- ロ 控除対象配偶者とは、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者に該当するもので青色事業専従者給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。）のうち、合計所得金額が**38万円**以下であるものをいう。 } [2]
- ② 配偶者特別控除
- 居住者が生計を一にする配偶者（他の居住者の扶養親族とされる者並びに青色事業専従者に該当するもので青色事業専従者給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除くものとし、合計所得金額が**76万円**未満であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の課税標準からその配偶者の合計所得金額に応じた所定の金額を控除する。 } [3]
- なお、この規定は、その居住者の合計所得金額が**1,000万円**を超える場合及びその配偶者が居住者としてこの規定の適用を受けている場合には適用しない。 } [1]
- ③ 障害者控除
- 居住者が障害者である控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の課税標準から**27万円**（その控除対象配偶者が特別障害者である場合には**40万円**）を控除する。 } [2]
- ④ 雑損控除
- 居住者と生計を一にする配偶者でその年分の課税標準の合計額が基礎控除額相当額以下であるものの有する資産（所定の資産を除く。）について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合（災害等関連支出をした場合を含む。）において、その年におけるその損失の金額（その支出をした金額を含むものとし、保険金等により補てんされる部分の金額を除く。）の合計額が所定の足切額を超えるときは、その超える部分の金額を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。 } [2]

(2) 結論

Aの配当所得について申告不要制度と総合課税制度のいずれを選択するかにより、Aの合計所得金額又は課税標準の金額が異なり、その結果、Bの課税総所得金額の計算にあたって課税標準から控除する所得控除の額が変動することとなる。

1

① Aの合計所得金額が38万円以下の場合

Bの課税総所得金額の計算にあたって、課税標準から配偶者控除額が控除でき、さらに障害者控除額が控除できる場合がある。

② Aの合計所得金額が38万円超で76万円以下で、かつ、Bの合計所得金額が1,000万円以下である場合。

Bの課税総所得金額の計算にあたって、課税標準から配偶者特別控除額が控除できる。

1

③ Aの課税標準の合計額が38万円以下の場合

Bの課税総所得金額の計算にあたって、課税標準から雑損控除額が控除できる場合がある。

④ 上記のいずれにも該当しない場合は、Bの課税総所得金額の計算にあたって、配偶者Aに係る所得控除額の控除はない。

(注) 課税標準とは、総所得金額、短期譲渡所得の金額、長期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額をいう。

1

合計所得金額とは、純損失の繰越控除及び雑損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合における課税標準の合計額をいう。

問2 (20点)

1 還付等を受けるための申告

(1) 一般の場合

居住者は、その年分の所得税につき所得税額の計算上控除しきれなかった外国税額控除額、源泉徴収税額若しくは予納税額があるためこれらの金額の還付を受ける場合、又は翌年分以後の所得税について外国税額の控除不足額の繰越等の規定の適用を受けるため必要がある場合には、確定所得申告書を提出すべき場合又は確定損失申告書を提出することができる場合を除き、税務署長に対し、還付等を受けるための申告書を提出することができる。

8

(2) 死亡、出国の場合

居住者が年の中で死亡した場合又は出国する場合において、その年分の所得税について還付等を受けるための申告書を提出できる場合には、その相続人又は出国する者はその申告書を提出することができる。

2

2 確定所得申告

(1) 一般の場合

居住者は、その年分の総所得金額等が、雑損控除その他の所得控除額の合計額を超える場合において、その総所得金額等から、所定の順序によりこれらの控除の額を控除した後の金額をそれぞれ課税所得金額とみなして税率を適用して計算した所得税の額の合計額が配当控除額を超えるときは、確定損失申告書を提出する場合を除き、第3期（その年の翌年2月16日から3月15日までの期間をいう。）において、税務署長に対し、確定所得申告書を提出しなければならない。

5

(2) 死亡、出国の場合

次に掲げる場合には、死亡した者の相続人は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日までに、出国する者は、その出国の時までに、確定申告書を提出しなければならない。

① その年分の所得税について確定所得申告書を提出すべき居住者が、その年の翌年1月1日からその申告書を提出しないで死亡した場合又は出国する場合

2

② 居住者は年の中で死亡した場合又は出国する場合において、その年分の所得税について確定所得申告書を提出すべき者に該当する場合

3 還付等を受けるための申告と確定所得申告との相違点

(1) 還付等を受けるための申告が納税者の任意であるのに対し、確定所得申告は義務であり、義務違反の場合は無申告加算税等の附帯税が課される。

(2) 還付等を受けるための申告書についてはその提出期限の定めがないが、確定所得申告書はその提出期限が定められており、その提出期限後の提出の場合には延滞税等の附帯税が課される。

3